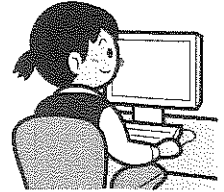


消費税非課税事業者向け インボイス制度対策講習会

今から約2年後の令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として当制度が導入されます。適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには登録申請する必要があります。消費税の課税事業者だけでなく、非課税事業者の対応が求められます。今のうちに制度を正しく理解し、準備されてみてはいかがでしょうか？

非課税事業者だけではなく、課税事業者のご参加もお待ちしております。



日時 令和3年 **11月16日(火)**
14:00～15:30

個別相談 15:30～16:30

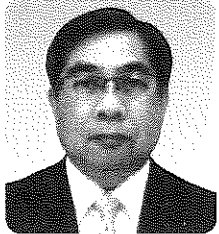
場所 鳥栖商工会議所2階 研修室
(鳥栖市元町1380-5)

参加料 無料 **定員** 10名

内容

1. インボイス制度とは
2. 非課税事業者への影響
3. 非課税事業者が取るべき対策

※講習会後に上記の内容についての個別相談も行います。専門家から直接指導を受けられますので、是非ご活用ください。



講師プロフィール

松永 聡氏

大学卒業後、国税専門官16期生として福岡国税局採用。以後、28年間国税局及び税務署の勤務を経たのち2016年退職。現在、鳥栖市弥生が丘にて税理士業及び経営革新等支援機関として経営コンサルタント業を営む。

※新型コロナウイルス対策としてマスク着用をお願いします。開催当日に発熱や咳が出る場合は、参加をご遠慮下さい。新型コロナウイルスの今後の動向によっては延期・中止とさせていただきます。予めご了承下さい。

切り取らずにこのままFAXしてください

鳥栖商工会議所宛

申込日(令和3年 月 日)

インボイス制度対策講習会 参加申込書

事業所名	TEL () -
事業所在地	FAX () -
参加者名	個別相談希望 <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/>

※ご記入頂いた情報は、当所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、セミナー参加者の名簿作成・実態調査・分析のために利用し、他の目的で利用することはありません。

■お申込み・お問合せ

下記申込書にご記入の上、**鳥栖商工会議所** までお申込ください。

スマホからもお申込みいただけます

TEL : 0942-83-3121 · FAX : 0942-83-8888 MAIL : ccts0000@tosucci.or.jp

